

札幌市市民まちづくり活動促進基金に対する寄附の受理に係る事務取扱要領

平成 20 年 3 月 31 日  
市民まちづくり局理事決裁

(目的)

第1条 この要領は、札幌市市民まちづくり活動促進基金（以下「基金」という。）に対する寄附の受理について、札幌市市民まちづくり活動促進条例（以下「条例」という。）及び寄附受理に関する事務取扱要領に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(寄附の受理)

第2条 基金に対する寄附の受理は、次により行うものとする。

- (1) 寄附に関する相談、寄附の受付など、寄附の受入れに係る統括窓口は、札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課（以下「市民自治推進課」という。）とする。
- (2) 市民自治推進課は、寄附の申出を受けたときは、寄附者からの「寄附申出書」（様式1）等により、寄附申出の確認を行う。
- (3) 前号により寄附申出を確認できた場合は、寄附受理伺書により局長の決裁を受けて寄附受理の決定を行った後、本市所定の納付書を交付する。ただし、寄附額が5万円未満の寄附受理については、札幌市事務専決規程（平成11年訓令第7号）第4条及び第5条に基づき、市民自治推進課長が行うこととする。
- (4) 市民自治推進課は、前2号の手続の後、寄附を受領する際は、「寄附受領書」（様式2、3）を交付する。

(寄附受理簿等)

第3条 市民自治推進課は、寄附受理簿を備え、寄附者の同意する項目に限りホームページ等で公表する。

(冠基金)

第4条 同一年度内において、同一人若しくは同一団体が行う1回の寄附が一定額以上あった場合、当該寄附者の名前を冠した冠基金を暫定的に設置することができる。

(寄附があった場合の連絡)

第5条 登録団体（札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱（以下「交付要綱」と

いう。) 第2条第1項第1号に定める登録団体をいう。) に、団体指定寄附があった場合には、「さぽーとほっと基金に係る寄付額のお知らせ」(別紙1)により、速やかに当該登録団体に連絡するものとする。

#### (長期間活用のない団体指定寄附の取扱い)

第6条 市長は、団体指定寄附の残高がある登録団体が、以下のいずれかに該当すると認める場合には、当該登録団体の団体指定寄附を指定なし寄附へ振り替えるものとする。ただし、市長が振替を適当でないと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 登録団体が、登録を抹消された場合。この際、当該登録団体への確認等は、原則行わないものとする。
  - (2) 登録団体から、「さぽーとほっと基金 団体指定寄附を指定なし寄附へ振り替えることに関する同意書」(様式4)により、振替の申出があった場合
  - (3) 登録団体が、団体指定助成申請(交付要綱第2条第1項第1号に定める団体指定助成に係る同要綱第6条に定める交付の申請をいう。)を、最後に団体指定寄附があった日の属する会計年度の翌年度から起算して2年度の間、行わなかった場合。ただし、当該登録団体から、団体指定寄附の活用内容や時期等について、具体的な提示がなされた場合にはこの限りでない。
  - (4) 登録団体が、団体指定助成申請を、最後に団体指定助成に係る交付決定(交付要綱第7条に定める交付又は不交付の決定をいう。)があった日の属する会計年度の翌年度から起算して2年度の間、行わなかった場合。ただし、当該登録団体から、団体指定寄附の活用内容や時期等について、具体的な提示がなされた場合にはこの限りでない。
- 2 登録団体は、前項第2号の申出にあたり、様式4により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
- 3 市民自治推進課は、第1項第3号及び第4号による振替を実施する場合は、当該登録団体に対し、「さぽーとほっと基金に係る団体指定寄附残額のお知らせ」(別紙2~4)により、振替を実施する旨を通知し、少なくとも3か月の返答期間を定めて、十分な確認を行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月28日市民まちづくり局長決裁)

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日市民まちづくり局長決裁）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日市民文化局長決裁）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日市民文化局長決裁）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月10日市民文化局長決裁）

この要領は、平成30年9月10日から施行する。

附 則（令和2年1月21日市民文化局長決裁）

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和2年5月20日市民文化局長決裁）

この要領は、令和2年5月20日から施行する。

附 則（令和4年3月28日市民文化局長決裁）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月2日市民文化局長決裁）

この要領は、令和5年2月2日から施行する。

附 則（令和6年2月1日市民文化局長決裁）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月16日市民文化局長決裁）

この要領は、令和7年12月16日から施行する。

様式1

年 月 日  
寄 附 申 出 書

さぽーとほっと基金（札幌市市民まちづくり活動促進基金）の趣旨に賛同し、次の通り札幌市に寄附します。

(ふりがな) ご 氏 名	
ご 住 所	〒 -
電 話 番 号	( ) —
Eメールアドレス	

寄附金額 円

寄附の活用先を指定しない

寄附の活用先を指定する…以下から1つお選び、下欄にその内容をご記入ください。

活動分野を指定する ※裏面の「活動分野一覧」から1つ選び、番号（1～4）をご記入ください

団体を指定する ※指定する団体名をご記入ください

※「登録団体リスト」の最新情報は札幌市さぽーとほっと基金のホームページで随時更新しますので、ご覧ください。

※団体指定寄附の場合、指定先の団体宛に通知してもよい情報をチェックしてください。

→  氏名     住所     電話番号     Eメールアドレス

札幌市役所のホームページ等におけるご氏名等の公表について

氏名と寄附金の公表に同意する。

氏名のみの公表に同意する。

公表に同意しない。

※ いただいた寄附金は、札幌市市民まちづくり活動促進テーブル（審査機関）の審査を経て、札幌市が助成先及び助成金額を決定します。ご希望いただいた活用先については、審査に当たり最大限尊重させていただきますが、必ずしも希望どおりに助成できるものではありません。また、ご希望に添えなかった場合でも、寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。

※ 団体指定寄附において、一定期間、ご指定いただいた団体による団体指定寄附金の活用がない場合、当該団体に助成申請の見通し等について確認を行ったうえで、指定なし寄附に振り替える場合があります。

※ 記載欄が不足する場合など、この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

(あて先) 札幌市長

## 「活動分野」一覧

※ 寄附の活用先に「活動分野」の希望がある場合、下の中から数字を1つ選んで、表面の欄にご記入ください。

### 1 保健、医療、福祉の増進

### 2 まちづくりの推進

- ・まちづくりの推進
- ・環境の保全
- ・社会教育の推進
- ・農山漁村又は中山間地域の振興
- ・災害救援
- ・地域安全
- ・人権の擁護、平和の推進
- ・男女共同参画社会形成の促進
- ・情報化社会の発展
- ・消費者の保護
- ・1～4の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 3 文化・スポーツ・観光・経済等の振興

- ・学術、文化、芸術、スポーツの振興
- ・観光の振興
- ・国際協力
- ・科学技術の振興
- ・経済活動の活性化
- ・職業能力開発、雇用機会拡充

### 4 子どもの健全育成

様式2

札自治寄附受理第 号  
( ) 年 月 日

札幌市長 印

現金 円

寄 附 受 領 書

かねてより、本市の市民自治の推進につきまして、何かとご協力いただきしておりますことを感謝申し上げます。

、上記の寄附をいただきましたことは、市民まちづくり活動の促進に大きく寄与するものであり、誠に感謝に堪えません。

寄附金は、札幌市市民まちづくり活動促進助成金としてご厚志に沿うよう活用させていただきますことを申し添え、厚くお礼申し上げます。

なお、ご芳名、寄附金の公表についてご了承をいただきましたので、市のホームページ等において掲載させていただきます。

※ 所得税法の寄附金控除、地方税法の寄附金税額控除又は法人税法による寄附金の損金算入の適用を受けようとするときは、この受領書を証明書としてお使いいただけます。

様式3

札自治寄附受理第 号  
( ) 年 月 日

札幌市長 印

現金 円

寄 附 受 領 書

かねてより、本市の市民自治の推進につきまして、何かとご協力いただき  
ておりますことを感謝申し上げます。

、上記の寄附をいただきましたことは、市民まちづくり  
活動の促進に大きく寄与するものであり、誠に感謝に堪えません。

寄附金は、札幌市市民まちづくり活動促進助成金としてご厚志に沿うよう  
活用させていただきますことを申し添え、厚くお礼申し上げます。

※ 所得税法の寄附金控除、地方税法の寄附金税額控除又は法人税法による寄附金の損金算入の適  
用を受けようとするときは、この受領書を証明書としてお使いいただけます。

## 様式4

年　月　日

(あて先) 札幌市長

郵便番号  
住　所

団体名  
代表者　職名　　氏名  
(担当者名)　　TEL　　)

### さぽーとほっと基金 団体指定寄附を指定なし寄附へ振り替えることに関する同意書

下記のとおり、当団体へ指定を受けた団体指定寄附について指定なし寄附へ振り替ることについて同意します。

記

#### 1 寄附の種類

団体指定寄附

#### 2 振替金額 (団体指定寄附金の残額)

#### 3 振替理由

※記載欄が不足する場合など、この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

札幌市市民文化局市民自治推進室

市民自治推進課

## さぽーとほっと基金に係る寄附額のお知らせ

平素より、本市の市民自治推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、貴団体を指定した寄附がありましたので、お知らせいたします。

なお、当該制度による助成事業の申請を行われる場合には、「さぽーとほっと基金 団体登録・助成の手引き」（本市のホームページにも掲載しております。）をご確認のうえ、必要書類を下記担当までご提出ください。

## 記

## 1 寄附者

## 2 寄附額

## 3 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市市民文化局市民自治推進室 市民自治推進課 担当 :

TEL : 011-211-2964 FAX : 011-218-5156 E-mail : [shimin-support@city.sapporo.jp](mailto:shimin-support@city.sapporo.jp)

※ 事業開始前に札幌市の附属機関である市民まちづくり活動促進テーブルで審査を行う必要がありますので、事業開始月の2か月前の1日までに①交付申請書、②事業計画書、③収支計画書、④その他必要書類などをご提出ください。

○助成申請に必要な書類（様式）が掲載されているページ

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/josei/index.html>

○「さぽーとほっと基金団体登録・助成の手引き」が掲載されているページ

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/pamphlet/documents/tebiki.pdf>

札幌市市民文化局市民自治推進室  
市民自治推進課

## さぽーとほっと基金に係る団体指定寄附残額のお知らせ

平素より、本市の市民まちづくり活動の促進に向けた取組につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴団体には、貴団体を指定した寄附（以下「団体指定寄附」という。）が下記1のとおり残っております。現在まで、当該寄附金を活用した助成金の申請が行われていないことから、改めてご案内いたしますので、事業実施及び助成金の申請についてご検討をお願いいたします。

なお、年月日( )までに当該団体指定寄附の活用内容及び時期等について、当課へご連絡いただけない場合、札幌市市民まちづくり活動促進基金に対する寄附の受理に係る事務取扱要領第6条に基づき、当該団体指定寄附は、指定なし寄附への振替を行い、市民まちづくり活動の助成金として活用させていただくことも、併せてお知らせいたします。

助成金の申請にあたっては、「さぽーとほっと基金 団体登録・助成の手引き」（本市ホームページにも掲載しております。）をご確認のうえ、必要書類を下記担当までご提出ください。

## 記

## 1 団体指定寄附残額

円

## 2 最後に団体指定寄附があった年月（ 年 月 日時点）

年 月

## 3 貴団体が最後に団体指定助成申請を行った年度

年度

## 4 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市市民文化局市民自治推進室 市民自治推進課 担当：

TEL : 011-211-2964 FAX : 011-218-5156 E-mail : [shimin-support@city.sapporo.jp](mailto:shimin-support@city.sapporo.jp)

※ 事業開始前に札幌市の附属機関である市民まちづくり活動促進テーブルで審査を行う必要がありますので、事業開始月の2か月前の1日までに①交付申請書、②事業計画書、③収支計画書、④その他必要書類などをご提出ください。

○助成申請に必要な書類（様式）が掲載されているページ

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/josei/index.html>

○「さぽーとほっと基金団体登録・助成の手引き」が掲載されているページ

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/pamphlet/documents/tebiki.pdf>

札幌市市民文化局市民自治推進室  
市民自治推進課

## さぽーとほっと基金に係る団体指定寄附残額のお知らせ

平素より、本市の市民まちづくり活動の促進に向けた取組につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴団体は、一定期間、助成金の申請が行われていないことから、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱（以下「登録要綱」という。）に規定する団体の登録抹消の要件に該当することとなりました。

一方で、貴団体には、貴団体を指定した寄附（以下「団体指定寄附」という。）が下記1のとおり残っております。現在まで、当該寄附金を活用した助成金の申請が行われていないことから、改めてご案内いたしますので、事業実施及び助成金の申請についてご検討をお願いいたします。

なお、年月日( )までに当該団体指定寄附の活用内容及び時期等について、当課へご連絡いただけない場合、登録要綱第7条に基づき、貴団体の登録を抹消とともに、札幌市市民まちづくり活動促進基金に対する寄附の受理に係る事務取扱要領第6条に基づき、当該団体指定寄附は、指定なし寄附への振替を行い、市民まちづくり活動の助成金として活用させていただくことも、併せてお知らせいたします。

助成金の申請にあたっては、「さぽーとほっと基金 団体登録・助成の手引き」（本市ホームページにも掲載しております。）をご確認のうえ、必要書類を下記担当までご提出ください。

なお、団体登録につきましては、登録要綱に定める要件を満たしている場合、再登録が可能ですが、再登録後、抹消前に受けていた団体指定寄附を活用することはできませんのでご留意ください。

## 記

## 1 団体指定寄附残額

円

## 2 最後に団体指定寄附があった年月（ 年月日時点）

年月

## 3 貴団体が最後に団体指定助成申請を行った年度

年度

## 4 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市市民文化局市民自治推進室 市民自治推進課 担当：

TEL：011-211-2964 FAX：011-218-5156 E-mail：[shimin-support@city.sapporo.jp](mailto:shimin-support@city.sapporo.jp)

※ 事業開始前に札幌市の附属機関である市民まちづくり活動促進テーブルで審査を行う必要がありますので、事業開始月の2か月前の1日までに①交付申請書、②事業計画書、③収支計画書、④その他必要書類などをご提出ください。

○助成申請に必要な書類（様式）が掲載されているページ

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/josei/index.html>

○「さぽーとほっと基金団体登録・助成の手引き」が掲載されているページ

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/pamphlet/documents/tebiki.pdf>